

**遺産分割協議 宅建 H18-12-4 《#587》****【問】 正誤をつけよ。**

甲土地を所有する成年Aには将来相続人となるB及びCがいる。Aが遺言なく死亡し、B及びCの協議により甲土地をBが取得する旨の遺産分割協議を有効に成立させた場合には、後になってB及びCの合意があっても、甲土地をCが取得する旨の遺産分割協議を成立させることはできない。

**【答え】 誤り****《ポイント》 遺産の分割の協議【たまに訊かれる】**

共同相続人は、次条の規定により被相続人が遺言で禁じた場合を除き、いつでも、その協議で、遺産の全部又は一部の分割をすることができる。(遺産分割協議) (民法 907 条 1 項)

⇒ 共同相続人の全員がすでに成立した遺産分割協議の全部又は一部を合意により解除したうえ、改めて遺産分割協議をすることは、法律上当然に妨げられるものではない。(最判平 2.9.27)